

長野県告示第78号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

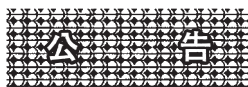
関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成17年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 裾花川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年2月21日
- 廃川敷地等の位置
長野市大字南長野字侍居93番地先、98番1地先、1966番3地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 208.98平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
松川ショッピングプラザ
下伊那郡松川町元大島1449-3ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)キラヤ
飯田市松尾上溝3090-1
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)キラヤ	午前9時	午後8時
(有)ハトヤ		
米山幸利		

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)キラヤ	午前9時	午前0時
(有)ハトヤ		
米山幸利		午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分から 午後8時30分まで	午前8時30分から 午後8時30分まで
2		午前8時30分から 午前0時30分まで
3		
4		午前8時30分から 午後8時30分まで
5		
6	24時間	24時間

- 変更年月日
平成17年3月20日
- 届出年月日
平成17年2月4日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県下伊那地方事務所商工雇用課
- 縦覧の期間
平成17年2月21日から平成17年6月21日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月21日

長野県知事 田中 康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 松川店
北安曇郡松川村字東川原5723-11ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
(有)内川薬局		午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(有)内川薬局	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2	—	午前7時から 午後9時まで

- 4 変更する年月日
平成17年4月28日
- 5 届出年月日
平成17年2月7日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課
- 7 縦覧の期間
平成17年2月21日から平成17年6月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。
なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月21日

長野県知事 田中 康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 上山田店
千曲市大字上山田字神戸880-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時
(有)大定商店		
遠藤三郎		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(有)大定商店		午後9時
遠藤三郎		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
2		

- 4 変更する年月日
平成17年4月1日
- 5 届出年月日
平成17年2月4日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年2月21日から平成17年6月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年2月21日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生の年月日	患畜の疑似区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成17年2月4日	患畜	1	南安曇郡穂高町
		平成17年2月9日	患畜	1	上伊那郡箕輪町

畜産課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年2月21日

長野県教育委員会教育長職務代理者

長野県教育委員会事務局

教育次長 小林正佳

- 落札に係る物品等の名称及び数量
盲・ろう・養護学校校内LAN整備機器一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県教育委員会事務局自律教育課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成16年12月21日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 協同リース株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市南千歳1丁目12番地7
- 落札金額
1月当たりの賃借額 2,512,335円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成16年11月8日

自律教育課